

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成18年9月24日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成16年4月1日から平成18年3月31日までに提起された全ての不服申立てについて、広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しないことを決定した経緯等が記録されている決裁文書など（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求の対象となる異議申立て（以下「別件異議申立て」という。）を次のとおり特定した上で、本件請求に対しては、対象となる行政文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年10月31日付けで異議申立人に通知した。

- ・平成18年2月22日付け福建第2000号に対する平成18年2月27日付け異議申立て（以下「別件異議申立て1」という。）
- ・平成18年3月10日付け福建第2470号に対する平成18年3月14日付け異議申立て（以下「別件異議申立て2」という。）
- ・平成18年3月10日付け福建第2471号に対する平成18年3月14日付け異議申立て（以下「別件異議申立て3」という。）
- ・平成18年3月20日付け福建第2639号に対する平成18年3月29日付け異議申立て（以下「別件異議申立て4」という。）

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年11月5日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの。以下「法」という。）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関に対して提起した異議申立書について、処分庁である実施機関は、条例の規定に従わず、審査会に対して諮問すらしていないものがある。

審査会に諮問しなかった開示決定等についての全ての不服申立て事案について、審査会に諮問しないことを決定した経緯等が記載されている決裁文書などの開示請求をしたが、作成又は取得していないという不当な理由をもって法に基づく異議申立書を審査会へ諮問しなかった経緯を明らかにせず、条例の趣旨を踏みにじったものである。

不服申立ての事実を審査会へ諮問しないことを担当部署の職員が一存で決定できるとは考えられないことから、審査会に諮問しないことを決定した経緯等が記載されている決裁文書などがあると思料される。

したがって、開示請求の対象とした全ての不服申立てに係る開示すべき文書を条例などの規定に従って特定し、速やかに開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求の対象とされている、平成16年4月1日から平成18年3月31日までに提起された不服申立てについて福山地域事務所建設局(現東部建設事務所)を担当部署とするものは、4件の別件異議申立てである。

これらの別件異議申立ては、いずれも平成18年11月7日付けで認容決定を行っているが、本件請求時点では、対応方針を検討していた段階であり、平成22年広島県条例第38号による改正前の条例第18条第1項(以下単に「改正前の条例第18条第1項」という。)各号に該当するかどうか確定していなかった。

審査会へ諮問するかどうかは、条例の規定によって当然に決定されるものであり、あえて、審査会へ諮問しないことを決定する決裁文書等は存在しない。

以上のことから、本件請求文書は存在しないため、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、平成16年4月1日から平成18年3月31日までに提起された不服申立てについて、審査会に諮問しないことを決定した経緯等が記録されている決裁文書などの開示を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関は、別件異議申立てを本件請求の対象として特定した上で、これらの別件異議申立ては、いずれも平成18年11月7日付けで認容決定を行っているが、本件請求時点では、対応方針を検討していた段階であり、改正前の条例第18条第1項各号に該当するかどうか確定しておらず、審査会へ諮問するかどうかは、条例の規定によって当然に決定されるものであると認識していたため、審査会へ諮問しないことを決定するような決裁文書等は存在せず、本件請

求文書は存在しないとして、本件処分を行ったものである。

これに対して異議申立人は、提起された不服申立事案を審査会へ諮問しないことを担当部署の職員が一存で決定できるとは考えられないとして、審査会に諮問しないことを決定した経緯等が記載されている決裁文書などがあると思料されるとして、開示の対象とした行政文書を特定し、速やかに開示するよう要求しており、また、本件請求の趣旨から、本件請求は、実施機関が違法に諮問しないことを決定した文書の開示を求めるものと当審査会は解し、以下その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 別件異議申立て時点の改正前の条例第18条第1項について

別件異議申立て時点における改正前の条例第18条第1項に従って、開示決定等について法の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、(1)不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき、(2)不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、審査会に諮問するものとしていた。

(2) 別件異議申立てについて

ア 別件異議申立ては、当審査会において実施機関に確認したところ、次のとおりいずれも認容決定が行われていた。

(ア) 別件異議申立て1

認容し、行政文書を追加で開示。

(イ) 別件異議申立て2及び別件異議申立て3

いずれも認容し、行政文書を追加で開示するとともに不開示部分を開示。

(ウ) 別件異議申立て4

請求対象以外の事業に関する行政文書を開示していたため、認容し、該当する行政文書を開示。

イ もっとも、本件請求当時、これらの認容決定はなされておらず、別件異議申立ての認容に向けての検討を行っていた段階であった。

しかしながら、別件異議申立ては、提起して一定期間経過後に認容決定されている経緯からすると、本件請求当時に認容決定されていないことは不自然ではない。

このため、審査会に諮問しないことを決定する決裁文書等は存在しないという実施機関の主張は不自然、不合理とはいえず、また、条例に違反した事実を隠匿するような違法な実態も認められない。

したがって、本件請求文書は存在しないため、これを不存在として実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
21. 11. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 11. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
31. 2. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
元. 10. 24 (令和元年度第7回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
元. 11. 25 (令和元年度第8回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授